

# 『和漢朗詠集私注』の方法

三 木 雅 博

平安朝末期から中世にかけて成立した様々な作品において、『和漢朗詠集』（以下適宜『朗詠集』と略称する）所収の佳句の引用が随所にみられる。そのほとんどは、それぞれの作品の注釈書などで既に指摘されており、たとえそれがなされていない場合でも、その引用を発見し指摘することはそれほど困難ではないと思われる。

しかし、もう一步踏みこんで、個々の作品のそれぞれの場面において、作者は如何なる意図をもって『朗詠集』の佳句を引用するに至ったのかを考えていこうとするならば、まず当時『朗詠集』所収の佳句の一つ一つがどのように理解されていたのかを具体的に知る必要がある。

この佳句の背後に存在した「当時の理解」を考えていく際に、一つの大きな手がかりを我々に与えてくれるのが、現存する最古の『和漢朗詠集』の注釈書である『和漢朗詠集私注』（釈信救撰。応保元年（一一六一）成立。以下適宜『私注』と略称する）である。

本稿においては、この『私注』を考察の対象として、『私注』著者が『朗詠集』の佳句をどのような方法で注していったのかをできるだけ具体的に追求し、そのうえでこの『私注』の注釈の意義、注釈の目的を考えていくことにしたい。

## （一）注の出自

『和漢朗詠集私注』において書名を明示して引用された書物は全部で百六十余种に及ぶ。そのうち、国書であることが確実なのは、

『私注』版本で「和漢朗詠集私注巻序」とする部分（諸写本の本文に拠ると実は「和漢朗詠」という言葉を注した部分であることが判明する）に引かれた『古今和歌集序』と『日本講記』、佳句の注に使われたものでは『口遊』『扶桑集』（引用部分は神武天皇の略歴を述べる。現存の漢詩集『扶桑集』とは同名異種の書物であろう。『本朝詩新列』（未詳。引用内容から判断して本朝詩句に関する逸話の類を集めたものか）の五種だけで、残る約百六十種近い書物は、少数の仏典（『法華経』『法苑珠林』など）と国書か漢籍かの判別が困難なものを除けば、全て漢籍で占められていることになる。これら大量の漢籍の引用は、一体どのようにして可能となったのであろうか。

例えば、明治時代以降の日本人が漢詩文の注釈を行なおうとすれば、「字」については『康熙字典』に代表される字書類、「熟語」に

ついでには、『五車韻瑞』『佩文韻府』などの膨大な韻書を利用して、詩文のほとんどの部分に注釈を施すことができる。更に適切な出典や用例がこれらの書物に見つかれば、近世以来絶え間なく刊行されてきた豊富な経・子・史書や詩文集、舶載の『四部叢刊』などの稀覯書をも含んだ大部な叢書に拠り、その原典を検索することもさほど困難な作業ではない。

しかし『私注』が成立したのは、これらの完備した辞書類やテキストの存在しない十二世紀半ばという時期である。少くとも当時までに成立していたと考えられる現存の古辞書類（漢籍の出典を明示するものでは『原本系玉篇』<sup>注一</sup>『和名類聚抄』『図書寮本類聚名義抄』などがある）では、この『私注』の如き注を施すことは不可能とみてまず間違いはなく、中国渡来の韻書類（『唐韻』か早ければ『広韻』へ一〇〇八年成立）が用いられていたであろうも、既述の『佩文韻府』などの段階までにはまだまだ発達しておらず、これらに拠って注を施すこともやはり無理であったと考えねばなるまい。またテキストにしても、各種の書物を収集して閲覧を容易にした叢書類は、漸く明朝に行なわれ始め、清朝に盛行を極めるものであつて、この当時我国にあつては、様々な典籍を渉して出典・用例を検索するなどということは相当に困難なことではなかつたかと考えられる。こうした状況の中で、『私注』著者は如何なる資料を用いて『朗詠集』に注を施していたのであろうか。これは、当時の漢学の実態を窺い知るうえでも興味深い問題であらう。この問題について、若干の解答を得ることができたので、以下に述べていきたい。

「初学記」の利用 まず『朗詠集』の雑部の冒頭の天象に属する部

立てに施された注を例にとつて考えてみよう。<sup>注二</sup>

風。文選云、夫風生於地、起青蘋之末。初学記曰、陰陽怒而為風。易曰、立春條風至東北風。春分明庶風至東方風。立夏清風至東南風。夏至景風至南方風。立秋涼風至西南風。秋分闔風至西方風。立冬不周風至西北風。冬至広莫風至北方風。爾雅曰、東風曰谷風、南風曰凱風、西風曰暴風、北風曰涼風、云云。

この注に引用されている書物の中では、まず「類書」である「初学記」が注目される。そこで「初学記」の「天部上、風」の項を検索すると、『私注』⑩の「初学記」引用部分は、「穀事」の「莊子云、大塊噫氣、其名曰風」<sup>注四</sup>の傍線部を言い換えたものかと思われるのであるが、「初学記」には、この部分に続いてさらに「易緯曰、八節之風、謂之八風。立春條風至東北。春分明庶風至南方。立夏清明風至東南方。夏至景風至南方。立秋涼風至西南方。秋分闔風至西方。立冬不周風至西北方。冬至広莫風至北方。」と、『私注』の⑩と一致する部分が引用されており、またそれに続いて「爾雅云、東風曰谷風」<sup>注五</sup>「南風曰凱風」<sup>注五</sup>「西風曰暴風」<sup>注五</sup>「北風曰涼風」<sup>注五</sup>とあり、これも『私注』⑩の「爾雅曰……」と一致する部分が引用されている（但し「初学記」には「詩云……」という注が附されている）。そしてさらに、『私注』の冒頭①の「文選云……」の部分についても、同じく「初学記」の「風」の「賦」に「楚宋玉風賦 楚襄王遊於蘭台之宮……夫風生於地、起青蘋之末……」として引用されている。つまり「文選」「初学記」「易」「爾雅」の四種の書物を引用した『私注』の「風」という部立ての注は、実際には「初学記」だけに拠って施されたものである可能性

が非常に高い。(但し①の「文選云……」は有名な部分であるから「初学記」に拠らず直接「文選」に拠ったとも考えられる。)

次の部立て「雲」の注「初学記曰、陰陽氣聚曰雲。又曰山川氣也。」は、「初学記」「天部上、雲」の「敘事」の「春秋元命苞曰、陰陽聚為雲。説文曰、雲山川氣也。」の傍線部に拠ったものであり、その次の部立て「晴」の注「晴、霽也。説文云、霽雨止也。」も、「初学記」「天部下、霽晴」の「敘事」の冒頭「説文云、霽雨止也。」とある部分に拠っていると考えると考えて良いであろう。ところが、その次にくる部立て「暁」には注が施されていない。そして「初学記」の側にも「暁」の項目は存在しないのである。つまり、「私注」著者は類書「初学記」「天部」の「風」「雲」「霽晴」の項目により、「朗詠集」の部立て「風」「雲」「晴」に順に注を施していったと考えられ、また、次の部立て「暁」には「初学記」にその項目が存在しなかった為に、注を施さなかったということも想定される。

以上の事例から「私注」著者は「初学記」をいわば「辞書がわり」に使用していたであろうという見当がつくのであるが、今少しその具体的な利用法を考えてみよう。

池冷水無三伏夏 松高風有一声秋

夏日閑避暑 源英明 三伏者 陰陽書曰、夏至後第三庚為初

伏、第四庚為中伏、立秋後初庚為後伏、謂之三伏。曹植曰、謂之三旬。此詩文詳。……略……(夏。納涼)

この注の傍線部は全て「初学記」の「歳時部下、伏日」の「敘事」に「陰陽書曰、從夏至後第三庚為初伏、第四庚為中伏、立秋後初庚為後伏、謂之三伏。曹植謂之三旬。」とあるのに拠る。既述の部立ての例やこの「三伏」の例のように、注する言葉が「初学記」

の項目と直接関連する場合には、その検索も容易であったと思われるが、「私注」著者の「初学記」利用はこうした段階にとどまっていない。

「初学記」には詩文作成の便宜の為に各項目ごとにその項目と関連する故事・典故をもつ熟語を「対」にして記した「事対」の欄が設けられている。例えば「宝器部 珠」の「事対」は「夜光 明月 魚豢魏略曰、大秦国出明珠夜光珠……略……沈懷遠南越志曰、海中有大珠明月珠水精珠」という具合である。「私注」著者は「初学記」の項目に引かれた典籍のみならず、このような「事対」に引かれた典籍まで引用するのであるが、この「事対」の利用に関しては以下に述べる様な問題が生じてくる。

長樂鐘声花外尽 龍池柳色雨中深

闕下贈閣舍人。李嶠。史記曰、長樂者宮名、漢高祖時建之。

武陵記云、謝承為武陵郡守。時有黃龍見於郡東水中、上賀。因号龍池。云云。(春、雨。※一「因」字版本欠。諸写本により補う。) 拝表

右の傍線部の「武陵記云……」は、詩句中の「龍池」の注であるが、「初学記」の「州郡部 江南道」の「事対」「龍池 鶴沢 武陵記曰、謝承為武陵郡守。時有黃龍見於郡東水中。拝表上賀。因号龍池。……略……」に

拠っている。ところがこの「事対」を引く為には、「龍池」が「江南道」に属する地名であることを知っていなければならず、詩句や詩題の中には全くその手がかりは無い。さらにこうした例をもう一つ挙げれば、

石床留洞嵐空私 玉案拋林鳥独啼

山中有仙室。菅三品。関中記曰、嵩山石室十余处。有石床。

道士多遊之。言石床玉案作室意也。洞林者山中之意也。(雜仙家)

右の傍線部「関中記曰……」は、詩句中の「石床」の注で「初学記」「地理部上、嵩高山」の「事対」「石牀 銅鏡潘岳関中記曰、嵩高山石室十余孔。有石牀池水食飲之具。道士多遊之。可以避世……略……」に拠っている。ここも「石床」と「嵩高山」との関連を知らなければ、この「事対」の引用は不可能なのだが、詩句や詩題の中には「嵩高山」を引き出す手がかりは見あたらない。

以上の二例と同様の場合が、この他にも十例ばかり「私注」には存在するのだが、これらの事象をどのように説明すればよいのだろうか。一つの推測ではあるが、「私注」著者は「初学記」の「事対」に列举された語句を全て抽出して、これらを何らかの方法で分類して配列した「初学記事対索引」と仮称してよいようなものを手控えていたのではないかと考える。

「私注」著者の徹底した「初学記」利用には目を見張るものがあるが、この事は、換言すれば、著者にとってこの類書が「朗詠集」の語句の注釈に非常に有用な書物であると意識されていたことを物語っているのではないのだろうか。ちなみに、「私注」に引用された漢籍のうち、「初学記」からの「孫引き」と認められる可能性のある主なものは次の通りである。(アイウエオ順)。

晏子春秋・易・月令・漢武内伝・荆楚歲時記・西京雜記・爾雅・①積名・周官・周礼・春秋・水經・説文・曾子・典略・白虎通・風俗通・風土記・武陵記・列仙伝・録異伝・盧山記

このうち波線①②③は厳密に言えば書名ではなく、①は「礼記」中の篇名であり、②も「書経」の「周書」中の篇名、③も「大戴礼」

中の篇名である。これらを「私注」著者は「礼記月礼(篇)曰」「書経周官(篇)曰」などは記さずに、他の「史記」や「漢書」といった書名と同様に扱い「月令曰」「周官曰」「曾子曰」と記すのであるが、これらは「初学記」の該当箇所においてもやはり「月令曰」「周官曰」「曾子曰」として記事の引用がなされており、この三例については「初学記」の記載をそのまま引用した可能性を特に強く認めても良いと思うのである。

「蒙求注」の利用 しかし如何に重宝であったとはいえ「初学記」だけが「私注」著者の注釈の拠りどころであったわけではあるまい。早川光三郎氏には、我国における「蒙求」の享受と書誌に関する一連の論考が存するが、その一つに「蒙求と和漢朗詠集注釈書」注六がある。この論考の中で、氏は「和漢朗詠集私注」をとりあげて「この私注の古写本や刊本を見ると、その引用に蒙求の書名を挙げている箇所は勿論であるが、書名を挙げていなくても、蒙求注と一致しているものが多いのに驚く」と述べられ、次いで「蒙求注」と「私注」とが一致する二十五箇所を逐一列挙しておられる。そしてこの論考の結論として氏は「和漢朗詠集注釈者が中国故事を案ずる場合、まず第一に蒙求を念頭に浮べたと思われる」と述べられる。

しかし、それは「蒙求注」だけを「私注」と対照させた、いわば「蒙求」側からのみの調査の結果から導かれたものであり、「私注」の側からすれば、既述の「初学記」の事例からも明らかのように、「私注」著者が故事の検索に際してまず何を置いてでも「蒙求注」を利用しようとしたと考えるには疑念が持たれる。むしろ「蒙求注」も注釈の際の「辞書」の一つとして用いられているに過ぎず、「蒙求

注』には『蒙求注』なりの守備範囲が存在したと考えるべきではないか。

早川氏が、この論考で一致を指摘されていない例を含めて、『私注』著者の『蒙求注』の利用法を考えてみたい。

或垂<sub>ニ</sub>花下<sub>一</sub> 潜増<sub>ニ</sub>墨子之悲<sub>一</sub>

時無<sub>ニ</sub>鬢間<sub>一</sub> 暗動<sub>ニ</sub>潘郎之思<sub>一</sub>

密雨散如<sub>レ</sub>絲序 江以言或云都在中 淮南子曰、墨子見<sub>ニ</sub>練絲<sub>一</sub>而

泣<sub>レ</sub>之。染<sub>ニ</sub>其色<sub>一</sub>可<sub>ニ</sub>以黃<sub>一</sub>、可<sub>ニ</sub>以墨<sub>一</sub>。……略……(春。雨)

これは早川氏の指摘されていない例で、傍線部「淮南子曰……」は句中の「墨子之悲」の背後にある故事を説明して、句題の「練絲」との関連を明らかにした注である。宮内庁書陵部蔵『古注蒙求』の標題「墨子悲<sub>レ</sub>絲」の注に「淮南子、墨子見<sub>ニ</sub>練絲<sub>一</sub>而泣<sub>レ</sub>之。為<sub>レ</sub>其可<sub>ニ</sub>以黃<sub>一</sub>、可<sub>ニ</sub>以墨<sub>一</sub>。」とあり、『初学記』などには見えないところから、恐らく『蒙求注』に拠るものであろう。

毛宝亀帰<sub>ニ</sub>寒浪底<sub>一</sub> 王弘使立<sub>ニ</sub>晚花前<sub>一</sub>

白。順。胸句。搜神記曰、毛宝行於江、見<sub>ニ</sub>漁人釣<sub>一</sub>得一白亀。

宝憐<sub>レ</sub>之贖而放<sub>ニ</sub>江中<sub>一</sub>。宝後与<sub>ニ</sub>石虎將軍<sub>一</sub>交戦而敗渡<sub>レ</sub>江。脚如<sub>レ</sub>

踏<sub>ニ</sub>着物<sub>一</sub>。漸浮至<sub>レ</sub>岸。宝視<sub>レ</sub>之、乃昔所<sub>レ</sub>放亀也。甲長四尺。文

選注曰……略……。(雑。白。※一「所」字版本欠。諸写本に拠

り補う。)

これも早川氏の指摘されていない例で、傍線部「搜神記曰……」

は句中の「毛宝亀」に関する故事を説明すると共に、句題の「白」

との関連をも明らかにする注であるが、この注も『古注蒙求』の標

題「毛宝白亀」の注「搜神記、毛宝行<sub>ニ</sub>於江<sub>一</sub>、見<sub>ニ</sub>漁人釣<sub>一</sub>得一白亀。

宝憐贖放<sub>ニ</sub>江中<sub>一</sub>。宝十余年守<sub>ニ</sub>鎮邾城<sub>一</sub>、与<sub>ニ</sub>石虎將軍<sub>一</sub>交戦、敗投<sub>レ</sub>江。

脚踏<sub>ニ</sub>着物<sub>一</sub>、漸浮至<sub>レ</sub>岸。宝視<sub>レ</sub>之、乃昔所<sub>レ</sub>放者。白亀甲長四尺。龜至<sub>ニ</sub>中流<sub>一</sub>、猶反顧<sub>レ</sub>宝。の傍線部とほぼ同じであり、『初学記』の「亀」部にはこの記事が載せられていないところからも、『蒙求注』によるものであろう。

昔年顧<sub>レ</sub>我長青眼 今日逢<sub>レ</sub>君已白頭

贈<sub>ニ</sub>狎衛<sub>一</sub>。許渾。世説曰、阮籍、字嗣宗。能以為<sub>ニ</sub>青白眼<sub>一</sub>。見<sub>ニ</sub>凡

俗之士<sub>一</sub>、以<sub>ニ</sub>白眼<sub>一</sub>對<sub>レ</sub>之。見<sub>ニ</sub>賢人<sub>一</sub>、以<sub>ニ</sub>青眼<sub>一</sub>對<sub>レ</sub>之。……略……

乃嵇康壺酒挾<sub>レ</sub>琴、造而吊<sub>レ</sub>之。即以<sub>ニ</sub>青眼<sub>一</sub>見<sub>レ</sub>之也。(雑。交友)

これは早川氏が既に指摘されている例で、傍線部「世説曰……」は全て『蒙求注』の「阮籍青眼」なる標題に附された注と一致する。以上の三例をみていくと、最初の例は『朗詠集』の句中の「墨子之悲」と『蒙求』標題の「墨子悲<sub>レ</sub>絲」、次の例は句中の「毛宝亀」と標題の「毛宝白亀」、最後の例は句中の「青眼」と標題の「阮籍青眼」というように、『朗詠集』句中の人名或いは語句と『蒙求』の「標題」との一致に注目し、その標題に附された注を引用していると考えられる。そして早川氏が既に指摘されている他の『蒙求注』の引用例も、ほとんどがこの方法に拠っていると考えられるのである。

いうまでもなく、『蒙求』の「標題」は全て四字からなり、「人名(二字)プラスその人物に関する故事を代表する語句(二字)」という構成をとる。そして『蒙求』全体にはこうした「標題」が五百九十余りも収められており、『蒙求注』はいわば「人名故事辞典」として、『朗詠集』の佳句中に人名やその人物の故事が織りこまれていく場合に大きな威力を発揮したと想定されるのである。

『百詠注』の利用 これまで述べてきた『初学記』『蒙求注』の如

き「辞書的役割」をはたしていたと考えられるものとして、更に「李嶠百詠」の注をあげることが出来る。但し、この書物については後述するように、既述の二書ほどにはその使用の実態を確実に把握することはできない。

『和漢朗詠集私注』に、張庭芳なる人物の施した「李嶠百詠」の注が凡そ九十四箇所にわたり引用されていることは、夙に山田孝雄氏の指摘される<sup>注八</sup>ところである。その時点においては、張庭芳「百詠注」は既に散逸してしまつたものと考えられていたが、その後「百詠注」の諸本が発見された段階で、神田喜一郎氏は「あれこれ考へあはすと、いまの張庭芳の注は、わたくしはやはり信用すべきもので、ただその中には後人の挿入が段段多くつけ加へられて……略……いまの張庭芳の注から、その挿入と思はれるものを除いて、本来の姿に復原することは困難である。どこまでが後人の挿入にかかるものか、その判別がつかないからである。それからまた、その注の中には屢々「一本何に作る」と言つて、別本との異同を示してある所がある。それらも問題であつて……略……」<sup>注九</sup>と、現存の「百詠注」の本文に相当後世の挿入があることを指摘しておられる。

しかし、このような本文の限界を考慮しながらも、現存「百詠注」を用いて、「私注」著者の「百詠注」の「辞書的利用」の一端を推測することは許されるのではなからうか。

夜雨偷湿 曾波之眼新嬌

曉風緩吹 不言之唇先咲

桃花始花詩序。紀中納言。……略……不言唇者、史記曰、桃李

不言、下自成蹊。(春。三月三日付桃。)

傍線部「史記曰……」は、現存「百詠注」<sup>注十</sup>「桃」の「独有成蹊処」

という詩句の注に「史記曰、桃李不言、下自成蹊」とあるのに拠ると思われる。ちなみに「初学記」の「桃・李」の項目にはこの「史記」の文は引かれていない。

欲和豊嶺鐘声否 其奈華亭鶴警何

夜月似秋霜詩。前中書王。……略……神仙伝云、遼城有花

亭、鶴来居其華表。人欲射之。鶴鳴空中曰、有鳥有鳥丁

令威。去家千年今归来。云云。百詠註曰、千年鶴霜降則飲声

不鳴。故曰警也。……略……(秋。月。)

傍線部①「神仙伝云……」の箇所は、現存「百詠注」<sup>注十</sup>「鶴」の「来

去幾千年」という句の注「神仙伝、遼東城門有華表柱、忽有鶴来

集上。少年欲射之。鶴群飛去、徘徊空中。語云、有鳥々々丁令威。

去家千歳今来帰也」城郭如故人民非。何不学仙塚累。」の「まで

の部分と所々異同があるものの、概ね一致する。「初学記」の「鶴」

の項にはこの文は見えない。猶お、その次の傍線部②の「百詠註

曰……」も、同じく「百詠」<sup>注十</sup>「鶴」の「莫言空警露」句の注に拠る

と思われるが、こちらの方は現存「百詠注」では「風俗通云、千年

鶴見露墮草葉上、則鳴舞」と注されており、「私注」に引かれた注

とは逆に、「警」とは「鶴が鳴いて舞い飛ぶこと」と説明している。

この①と②は、本来「私注」著者が「百詠注」の「鶴」の詩句の注

からまとめて引用したと思われるのであるが、現存「百詠注」の方

には一致する部分としない部分とが混在しており、「私注」著者の利

用していた「百詠注」とは本文に異同があることを示している。

しかし、この本文の異同を暫くおいて、右の「史記曰」と「神仙

伝云」の二例をながめてみるならば、「私注」著者は「百詠注曰……」

と明示して「百詠注」を引用するだけでなく、そこに引かれた典

籍をそのまま孫引きして注釈に利用している場合もあることが推定される。

そして「私注」著者の『百詠注』の引用は、『初学記』の場合と同様に、『李嶠百詠』の十二の部立て（乾象・坤儀・芳草・嘉樹・靈禽・祥獸・居処・服玩・文物・武器・音楽・玉帛）と、その部立て毎に配置された十種ずつの詩題（乾象には日・月・星・風……、坤儀には山・石・原・野……という具合に）とを手がかりにして行なわれていることも、これらの例から想像し得るのではなからうか。

「文選注」の利用 「和漢朗詠集私注」全体を通じて、「文選」本文は四十七箇所、「文選注」は六十四箇所にわたり使用されており、「私注」引用書の中でも最も利用度の高い書物であるといえよう。この膨大な書物を「私注」著者はどの様に利用していたのであろうか。例えば次のような例がある。

巖粧金屋之中 青蛾正尽

罷宴瓊筵之上 紅燭空余

曉賦。謝觀。初学記曰……略…… 文選曰、既通金閨籍、後

酌瓊筵醴。註云、金閨金門也。瓊筵謂天子宴群臣之席也。

（雜。曉）

右の傍線部は、句中の「金屋——瓊筵」の対と類似するものとして「文選」に「金閨——瓊筵」の例があることを示し、更にその注を引用して語の解説を施したもので、「文選」卷三十の謝玄暉「始出尚書省」詩から引用されたものであるが、「私注」著者はこの「金屋」「瓊筵」を注する場合に、「文選」を隅から隅まで検索してこの謝玄暉の詩に類似の表現を発見したのであろうか。もしこのような方

法で「私注」に引かれた全ての「文選」「文選注」の引用を行なったとすれば、それは相当骨のおれる作業であったと想像される。

現在、我々が漢詩文の注釈に「文選」「文選注」を利用しようとするなら、まず「文選索引」を使い、注を施そうとする語句の「文選」中に於ける用例の有無やその所在箇所を容易に確かめることができよう。こうした書物が「私注」著者の時代においてもやはり存在していたと考えることはできないであらうか。

析尾武氏はその論考「類書の研究序説(二)——五代十国宋代類書略史——」<sup>注十一</sup>の中で、「文選双字類要」(宋・蘇易簡(957-995)撰)「文選類林」(宋・劉攽撰)<sup>注十二</sup>という二種類の「文選」関係の類書について解説されている。前者は三巻、後者は十八巻から成り規模には差があるものの、その内容は両者ともに「天道・地道……百虫・花木」などの「門」を設け、更にそれぞれの「門」の下に「子目」を置き(例えば「天道門」だと大極・天・日・月……春・夏・秋・冬という具合に)、それぞれの「子目」に「文選」中の二字の熟語を集めて、その熟語に付された注と熟語の出典とを記したものである。

この両書は現代の「文選索引」の役割を十分に果たすものではないか。幸いに内閣文庫に於て、両書の明代の刊本と「私注」所引の「文選」「文選注」との対照を試みる機会を得たのであるが、結果は両書とも「私注」で引用している「文選」の熟語とは挙例が一致しない場合がほとんどで、「私注」著者が利用していた形跡は見出し難いのである。また、両書は共に宋代初期という比較的新しい時代に成立した書物であり、当時の我国での利用を示す資料も得られていないところからも、「私注」著者の時代にはまだ利用し難い書物であったとみるのが妥当であらう。

しかし、宋代初期に於て、この様に相当完備された「文選」の「事項別熟語索引」が存在したのであるから、それ以前にもこういう類の書物が編纂されて我国にも行なわれていたと考えることは可能であらう。例えば「日本国見在書目録」の「総集家」には「文選六十卷<sup>李善</sup>」と記した後に、「文選鈔」「文選音義」「文選音決」「文選抄韻」などの書物が列挙されているが、最後の「文選抄韻」は「文選」の語句を抄出して韻で引けるように配列した一種の「索引」であったと推察され、また「私注」著者の活躍した時代においては、「通憲入道藏書目録」の「第百三櫃」に「文選目録」という書物が存在したことが記されている。加えて、柘尾氏の前掲論考によると、中国で編纂された「文選」の選句類としては、氏の解説された「文選双字類要」「文選類林」の他にも「文選事類、文選双字（文選双字類要か、文選華句（以上「遂初堂書目」、黄簡文の文選韻粹（「宋史」芸文志）等があったらしいが、ほとんど散佚してしまっている。」とのことである。

現在ではもはや実態を明らかにし得ないこれら「文選」を取り巻く多数の選句類の存在を考慮すると、「私注」著者も「文選双字類要」「文選類林」の両書以前に成立していた何らかの「文選」の選句類を利用して可能性が依然として強いのではないかと考えられる。そして、もし仮に「私注」著者が、こうした選句類を辞書がわりに利用して、注しようとする語句に適した「文選注」を検索し、そこに引かれた典籍をそのまま注に「孫引き」する場合があるとするれば、「私注」に引かれた典籍の相当の部分を「文選注」と照合させて洗い直してみる必要があるだろう。何れにしても、この問題を明らかにするには、今後とも「文選」の選句類に注意して調査を続け

ていく必要があると思われる。

『白氏文集』の利用 『白氏文集』は「私注」に於て約三十箇所余りに引用されており、『文選・文選注』や『初学記』ほどではないにしても、『蒙求注』などと並んで利用度の相当高い部類に属する書物であるが、その利用は如何に行なわれているのであろうか。『私注』に引かれた『白氏文集』の詩句をその出処に拠り分類してまとめたものが次の表であるが、そこには一つの著しい傾向が看取されるのである。

○「私注」所引の『白氏文集』詩句の出処

- (一)「新楽府」からの引用……十八例。
- (二)「朗詠集」所収詩句からの引用……七例。(但し、うち二例は白楽天以外の詩句を「文集曰……」として引用したもの。)
- (三)その他……七例。(内訳は「代書詩一百韻奇微之」「琵琶行」(一度引用)「歎髮落」「酒、寄元九」「秦中吟、五弦」「重賦」。

即ち、三十二箇所の『白氏文集』の引用のうち、過半数の十八箇所が「新楽府」各作品からの引用で占められており、『私注』著者が『白氏文集』を利用して注を施そうとする場合には、その巻三・四に収められた「新楽府」に重点を置いて詩句を搜索していたことが窺える。

『紫式部日記』の「彰子中宮への『新楽府』二巻の進講」という著名な記事を初め、平安朝中期から、膨大な『白氏文集』の中でも特にこの「新楽府」が初学者向けに広く行なわれていたことは既に幾

度か指摘されているところであり、<sup>注十三</sup>現存の『白氏文集』古鈔本の大部分がこの巻三・四の「新樂府」の断簡であることもこの事実と符合するものであると考えられるが、『私注』著者にも『白氏新樂府略意』と題する「新樂府」専用の注釈書が残されており、<sup>注十四</sup>『白氏文集』の中でも特に「新樂府」に強い関心を寄せていたことは明らかであろう。

「新樂府」以外の例をみると、「文集曰……」として『朗詠集』所収の詩句を引くものが七例あり、残りの「その他」の七例も著名な作品からの引用が大部分である。

従って、『文選・文選注』が全体にわたって万遍なく利用されているのとは異なり、『白氏文集』に関しては、巻三・四の「新樂府」に焦点を絞って利用し、それ以外の巻々については著名な作品を除いてあまり積極的な利用は行なわれていないといえる。

これは、一つには既に述べたように『私注』著者の「新樂府」重視を反映した結果と考えられるのであるが、もう一つ別の見方をすれば『私注』著者が『文選』については「語句索引」の類を利用してきたのに対して、『白氏文集』にはそういう「索引」の類が存在しなかったか、存在していても利用できなかった為に、このような『白氏文集』の利用方法を探らざるを得なかったのではないかと考えられるのである。

以上、『私注』の注釈に用いられている主な資料五種について具体的にみてきたところによると、最後に挙げた『白氏文集』のみは少し様子が異なるが、『初学記』『蒙求注』『百詠注』は何れもそれぞれの「項目」「標題」「詩題」を利用して辞書的に使われていたことが明らか

であり、更にもし『文選注』が推定の如く『文選』の選句類を媒介として利用されていたのであれば、これも立派に辞書の役割を果たしていたことになる。

勿論、これらの書物以外にも辞書的に使われていた可能性のあるものとして、例えば、『瑠玉集』（類書。巻十二と巻十四のみ現存。『日本国見在書目録』には全十五巻と記されている。『私注』一箇所

に引用）、『翹林文苑』（類書と思われるが未詳。『私注』二箇所引用）、『御覧』（恐らく『修文殿御覧』であろう。『日本国見在書目録』に全

三百六十巻と記される。『太平御覧』にその面影をとどめるが、それ自体は現存しない。<sup>注十五</sup>『私注』一箇所引用）などがあげられるのであるが、これらはごく一部が現存するだけか、または現存しているこ

とが確かめられない書物ばかりであり、その全体を『私注』と対照して利用状況を調査することは困難である。例えば『御覧』がもし『修文殿御覧』であるとすれば、この三百六十巻もある膨大な類書を

書名を明記してただ一度だけ引用するというのはいかにも不自然であり、当然『私注』著者は『御覧』からの孫引きであることを断

わらず、そこに記された典籍を他にもいろいろな箇所引用しているのではないかとこの想定が可能になるのであるが、或いは逆に『私注』著者は『御覧』を実際には見たことがなく、偶々何かの書物に

引かれていた『御覧』の記事をその箇所一度だけ引用したのではないかという想定も可能であろう。だが『太平御覧』がどこまで『修文殿御覧』の実体を反映したものなのか、部分的にしか明らかにな

っていない現状ではこの問題を解決することはできない。また、『私注』自体には全く書名が記されていない類書や注釈書のたぐいを、『私注』著者が辞書的に孫引きして利用している可能性も十分考え

られるが、これも今後の調査を待つ他はない。

しかし、既述の「初学記」「蒙求注」「百詠注」「文選・文選注」「白氏文集」の五種の資料を利用して附された注の割合は、「私注」引用書物の総引用回数・種類の総数の何れにおいても約五〜六割を占めており、現在の段階において、一応これらを「私注」著者がよく利用していた書物として挙げることに大きな誤りはないと考えるのである。

## (二) 注の意義

前章でとりあげた五種の書物に共通していえるのは、何れも漢学を学ぶに際しての「基礎中の基礎」といっても過言でない書物であり、平安朝初期（十世紀）頃迄には全て我国に渡来しており、平安朝当時の日記・文書類にも書写・講読の記録が幾らも見えるものばかりであるということであろう。<sup>注十六</sup>

即ち、「私注」著者は、「和漢朗詠集」所収の本朝の佳句が作られた頃から既に最も基礎的かつ一般的であった書物ばかりを、主としてその注釈に利用していたことになる。

これに対して、近代以降に作成された「朗詠集」注釈書においては、「文選」「白氏文集」の両書に関しては比較的良好に利用するものは、「初学記」「蒙求注」「百詠注」などを直接注釈に使用することは稀であり、ましてそれらに記載された種々の典籍を「孫引き」して注に引用するなどということは、厳密さに欠ける注釈態度として強く戒められてきた。

このように「全ての語句や故事の出典に関しては、その直接の原

典に拠らねばならぬ」とする近代以降に成立した「朗詠集」注釈書と「私注」とを試みに比較してみよう。「朗詠集」雑の「述懐」部の後江相公の佳句「謝安辞功、鞭孤雲而養志」に対する注を例にとることにする。

### 「和漢朗詠集私注」

晋書曰、謝安字安石。家於会稽上虞县。優遊山林、六七年間徵召不到。

（「蒙求注」の「謝安高潔」という標題に附された注を孫引きしたもの。※「安」字、版本欠。諸写本に拠り補う。）

### 「和漢朗詠集考証」

（柿村重松氏著。明治45年脱稿）  
晋書、謝安伝云、謝安字安石、尚從弟也。（中略）初辟司徒府、除佐著作郎、並以疾辞、（中略）有司奏、安被召。歷年不至。

禁錮終身、遂棲運東土、常往臨安山中、坐石室、臨澗谷、悠然歎曰、此去伯夷何遠、（中略）拜太保、安方欲混一文軌、

……筆者略……雅志未就、遂遇疾、（中略）尋薨。時年六十六。

共に「謝安」の故事を「晋書」を出典として引用するが、「和漢朗詠集考証」の注が直接原典である「晋書」そのものにあたり、その記述に忠実であろうとするのに対して、「私注」に「晋書曰」として引かれるのは、「蒙求注」所収の、原典に比べて極端に簡略化された記述であり、現代の我々の感覚では到底これを「晋書」として引用することを認め難い代物である。

こうした現象を、平安朝末期という、まだ秀れた辞書も無く典籍を獵渉することも困難であった時代に作られた「私注」の欠陥が露呈されたものとみなすことは可能であろうし、事実そう考えられていたからこそ「私注」は現存する最古のまとまった「朗詠集」の注

釈でありながら、近代以降に編まれた『朗詠集』に関する注釈ではほとんど顧みられることがなかったのだともいえよう。

しかし、はたしてそれは単純に『私注』の欠陥として片付けられるものなのであろうか。

後江相公が、やがて『朗詠集』に収められることになる「謝安辞功……」という句を作った時にも、そして後世『朗詠集』を通じてこの句を享受する人々がこの「謝安」という語を目にした時にも、共に脳裏に想い浮べたのは恐らく『晋書』の「謝安伝」そのものでなく、幼い頃から頭に叩きこまれていた『蒙求』の「謝安高潔」の四字の標題と、その注として附されたいわばダイジェスト版の『晋書「謝安伝」』であつたと考えることはできないであらうか。(仮に彼らが直接『晋書』そのものを見ることができたとしても)

このように視点を變えて考えてみるならば、『私注』著者が主に『初学記』『蒙求注』『百詠注』などを注釈に用いるのは、「こうした資料しか利用できるものがなかった」という消極的な理由もあるかもしれないが、或いは『朗詠集』所収の佳句自体もこうした資料を使って作られたものであるから、これらを注釈に活用するのは当然である」という積極的な意識に基づく行動なのかもしれないのである。

『私注』著者は、出家以前は勸学院北堂の学生であり、出家後も

<sup>注十七</sup>

南都に於て研鑽を続けていた学僧である。彼が学んでいた平安朝末期の漢学が、平安朝初期から中期にかけての漢学の方法を完全に受け継いだものでは勿論ないにしても、その幾らかを反映したものであることは認めても良いのではなからうか。もしそうだとすれば、白居易・元稹など唐人の手になる佳句の注はともかく、本朝文人の手になる佳句の注に関しては、『私注』は、近代以降に編まれた諸注

釈書よりも、その佳句の成立当時の理解のされ方に近い注釈を施している場合も案外あるのではないかと推定することも可能であらう。

冒頭で述べたように、『和漢朗詠集私注』は、平安末から中世における『朗詠集』の佳句に対する理解を考える際の大きな手がかりとなり得るのだが、そのみならず、さかのぼって『朗詠集』所収の佳句そのものを考えていく場合にも、我々に重要な示唆を与えてくれているのではないだろうか。

### (三) 注の目的

これまでの部分は、主として注釈に使用されている資料の面から『私注』の特色を論じてきたのであるが、注釈の態度自体においても『私注』は近代以降に編まれた諸注釈書とは異質なものを持っている。

近代以降の諸注釈書が佳句の解釈を最も重要な目的として作成されているのに対して、『私注』には、例えば「歌酒家家花處處」(春・春興)という句の「歌」について「史記曰、詩言志、歌詠言」と注したり、「送春不用動舟車」(春・二月尽)という句の「舟車」について「孔子曰、昔奚仲造舟車。史記曰、陸操車、水操舟」と注したりするなど「詩句理解の上でさして注の必要もないと思われる語句」に対して「詩句理解に直接係わると思われない注」を施す場合がまま存在する。

このような例を、『私注』の中から更に検索すれば、「留春不用関城固」(春・三月尽)の「関城」に関する注「史記曰、秦始皇令蒙恬築長城、以禦胡人也」、「開箱衣帶隔年香」(夏・更衣)の

「衣」に関する注「周易曰、黃帝堯舜垂衣服、以治天下。」、「一声鳳管 秋驚秦嶺之雲」(雜・管絃)の「秦嶺」に関する注「史記曰、秦始皇昇泰山、頌秦德」など幾つも挙げる事ができるのであるが、これらの注は詩句の理解の為にその注が必要なのではなく、詩句にこれらの語句が出てくるついでに、その起源(「歌」や「舟車」や「衣」の注)や語句に関連した故事(「関城」や「秦嶺」の注)を記しておこうとしたものと考えられる。更に(一)章の「初学記」の利用の項でとりあげた「風」「雲」「晴」などをはじめ、数多くの部立てに施された注も、中には詩句の理解に役立つものも勿論あるが、その基本的な性格は「その部立ての事項についての知識を記す」ことにあつたのではないだろうか。

つまり「和漢朗詠集私注」には「朗詠集」の佳句そのものの理解という目的の他に、「部立てや句中の語句について、その起源や故事などの様々な知識を読み手に伝える」という目的が課せられていたと考えられるのである。

何故このもう一つの目的が「私注」に課せられていたのであろうか。この問題を解決するには当時における「和漢朗詠集」自身の享受のされ方を考えてみる必要がある。

『明月記』寛喜二年(一一三〇)三月十二日の条に、藤原定家は「昨今書朗詠上卷、又点之。為小童讀書也。凌老眼終功」と記している。また、この『明月記』より約半世紀後に成立したと思われる『後宇多院御遺告』の「一、童子成立及可令習誦五悔事第十<sup>注十八</sup>」という条には「右童稚之初、入師立室、已生在仏家。豈有世俗意乎。……略……先教俗教、次暗誦悉曇字母・内典要文。外教則千字文・百詠・蒙求・和漢朗詠、世俗所<sup>(記)</sup>學幼也。其後一史

一経文選等可學習之、為知文章。……以下略……」とあり、仏門に入ろうとする童の「外典」の初学の書物として「千字文」「百詠」「蒙求」「和漢朗詠集」を用いるべきことが記されている。

つまり、当時においては「和漢朗詠集」自身も「千字文」「百詠」「蒙求」と同様に漢学入門の爲の「文典」として用いられていたことが、これらの事例から明らかになる。

今、「千字文」「百詠」「蒙求」の三者を並べてみると、これらは何れも故事・典拠を含んだ四言句(「千字文」「蒙求」)か五言句(「百詠」)から成る「詩」の形式をとっており、特に「千字文」と「百詠」については、その詩句が一定の法則に従って部門順に配列されているところまで共通している。ところがこれらの書物と比較してみると、「和漢朗詠集」から和歌を除いたその姿は、完備された部立てを有することといい、そこに故事・典拠を含んだところの裁断された短い詩文の対句を配列していることといい、「千字文」や「百詠」に酷似しているのである。編者藤原公任の意図したところかどうかは今置くとしても、「朗詠集」が漢学入門の「文典」として使用されてくる素地は、実はこういう点にあつたと推測される。

そしてこれら「千字文」「百詠」「蒙求」には、「私注」の成立以前から初学者の為に詩句に注を施した本文が普及しており、「私注」著者もこれらを注釈に利用していたことは、「百詠注」「蒙求注」については既に述べた通りであり、「千字文注」についてもその利用を証明し得る<sup>注十九</sup>。のみならず、「私注」の注の形式に注目してみると、「百詠注」「千字文注」の注の形式に酷似しており、「私注」著者は、これらの書物を実際の注釈に利用しただけでなく、その注の形式をも参考にしていたように思える。次にその例をあげてみよう。

A 現存『百詠注』〔嘉樹部 桂〕

枝生無限月

洪江詩曰、延中無限月。庾肩吾詩曰、桂長欲侵輪。言月中

有桂樹。

注二十

B 『注千字文』

天地玄黃 宇宙洪荒

易曰、天玄地黃也。老子曰、天得一以清、地得一以寧也。

四方上下謂之宇、往古來今謂之宙。洪洪大、荒荒茫也。言

天地宇宙之内、廣大荒茫、難可測知之乎。

C 『和漢朗詠集私注』〔春、柳〕

潭心月泛交枝桂 岸口風來混葉蘋

垂柳弘緑水詩。菅二品。潭者淵也。水深曰潭。百詠月詩曰、

桂生三五夕云云。蘋生水之草也。言弘水之柳照潭之月桂

交枝、浮波之蘋混葉云云。

A・Bの『百詠注』『千字文注』共に詩句中の語句について注を施

し、その後に「言フココロハ……」として詩句全体の意を総括して

述べる。Cの『私注』の例も全く同様であり、この形式が『私注』

において最も多くみられるものである。

D 現存『百詠注』〔嘉樹部 梅〕

雪含朝暝色 風引去来香

言雖雪同梅朝暝色、而香隨去来之風。

E 『注千字文』

孤陋寡聞 愚蒙等誦

言孤陋少聞人、有所言說不合道理。為愚蒙之人、誦毀

其語也。

F 『和漢朗詠集私注』〔雜 鶴〕

雙舞庭前花落處 数声池上月明時

贈鶴詩。劉禹錫。言此鶴舞落花之庭前、鳴明月之池上。

D・Eからわかる様に『百詠注』『千字文注』には「言フココロハ

……」としていきなり詩句全体の意を述べるだけで、他には何も注

しない場合があるが、『私注』にも同様の形式の注が幾例か存在する。

このように、『私注』著者は、先行の『百詠注』や『千字文注』の

注の形式を参考にし、「朗詠集」に対しても、『百詠』『千字文』な

どと同様に、初学者の為の注釈を作成すること」を目的として、こ

の書物を著わしたのではないかと推定する。

もしこの推定が許されるのなら、『私注』が詩句の理解に直接係

わらない部立てや語句に注して様々な知識を記すのも、初学者への

啓蒙の為であると解せるのであり、また『私注』が『朗詠集』の「漢

詩文」のみを注し、「和歌」については、注はおろかその本文さえ記

さないのも、『百詠』『千字文』『蒙求』などと同様に『朗詠集』を漢

学への入門用文典として取り扱った為であると解し得るのではなか

ろうか。

注

一、『原本系玉篇』の上代から平安朝初期における利用について、

小島憲之氏『国風暗黒時代の文学・中上』(塙書房刊)の第二

章の「二、上代に於ける訓話の一面」に考証がある。

二、『私注』の引用は、無刊記版本によるが、諸写本(これまで

に拝見することができたのは、宮内庁書陵部蔵卷子本(零

本）・同三冊本・内閣文庫蔵一冊本・国立国会図書館蔵一冊本・京都大学附属図書館蔵三冊本の五種）と比較して誤脱がある場合には、その部分の右横に※印を付し、後にその旨を記した。なお、『私注』の諸本の書誌については、太田次男氏の「釈信救とその著作について」（『斯道文庫論集』第五輯）に詳しく述べられている。

三、三十卷。唐徐堅等奉勅撰。開元十三年（七二五）成立。二十三部、三百十三子目に分類される。（『四庫全書總目提要』子部、類書類。）本稿で用いる『初学記』は中華民国鼎文書局印行の「類書彙刊之一」として刊行された「清朝古香齋袖珍本」を底本とした活字本である。

四、注三で述べた鼎文書局印行の『初学記』には巻ごとに「校勘表」が附され、明の嘉靖十年（一五二二）に安国が刻印した現存『初学記』中最古の「宋本」（『安刻本』）と、嚴可均の校した本文を更に清の陸心源が校した本（『嚴陸校本』）との二種の本文校異が記されているが、この傍線部については特に校異は無い。或いは「宋本」以前の本文に「陰陽怒而為風」とあったのかもしれないが、今はこのように考えておく。

五、『私注』諸本何れも「暴」に作る。書写のある段階で誤写されたものがそのまま後代まで受け継がれたのであろう。

六、『滋賀大國文』6号。

七、上巻だけの残闕本ではあるが、現存『蒙求注』の中では最も古態を示す写本。早川光三郎氏「蒙求諸本考（その一）」（『滋賀大学教育学部紀要』第16号）並びに池田利夫氏「日中比較文学の基礎研究」（笠間書院刊）の第四章「唐物語と古蒙求の

伝本」参照。

八、『書苑』第八号。明治四十五年発行。

九、『李嶠百詠雜考』（『ビブリア』創刊号）

十、現存『百詠注』の諸本の書誌については、注七で掲げた池田氏「日中比較文学の基礎研究」の第七章「百詠和歌と李嶠百詠」で詳しく述べられている。本稿では一応、天理図書館所蔵の延徳二年（一四九〇）書写の奥書を持つ「二百二十詠詩注」と内題に記された写本の本文を用いる。

十一、『成城国文学論集』第十一輯。

十二、同論考の中で朽尾氏は「南宋の時の科擧の受験者が劉攽に仮託したものではないか」と疑っておられる。

十三、神田秀夫氏「白楽天の影響に関する比較文学的一考察」（『国語と国文学』第25巻10・11号）、太田次男氏「平安時代に於ける白居易受容の史的考察」（『史学』32巻4号・33巻1号）など。

十四、注二で掲げた太田氏の「釈信救とその著作について」という論考に附して、この「白氏新樂府略意」についての解説と本文の翻刻が載せられている。

十五、森鹿三氏「修文殿御覽について」（『東方学報』第三十六冊）参照。我が国におけるこの書物の利用（平安朝初期までの）については、これも注一に掲げた小島氏の著書の同章に考証がある。

十六、『文選』『白氏文集』については、今さら言うまでもないであろう。『初学記』については、小島憲之氏の「上代日本文学与中国文学」（塙書房刊）や既述の『国風暗黒時代の文学』の中でその利用例が幾つもあげられており、『蒙求注』の伝来と享

受についても既述の早川氏の諸論考や池田氏の著書、更に注十一に記した朽尾氏の論考中の「蒙求の流れ」という章でも述べられている。また『百詠注』についても、既述の池田氏の著書に伝来・流布についての考証がある。これらを参照されたい。

十七、注二に掲げた太田氏の論考において紹介されている真福寺蔵の『仏法伝来次第』（二巻。鎌倉末写本）の末尾の記載によると「抑信救者本是南曹北堂遊学末生也。近衛天皇在位之昔、忽辞<sub>ニ</sub>槐市之交<sub>一</sub>。攀<sub>ニ</sub>躋台嶺之峻<sub>一</sub>、於<sub>ニ</sub>黒谷<sub>一</sub>剃<sub>ニ</sub>翠髮<sub>一</sub>。初修<sub>ニ</sub>行北陸<sub>一</sub>、後居<sub>ニ</sub>止南都<sub>一</sub>……略……」とある。

十八、尾形裕康氏『我国に千字文の教育史的研究（本編）』（校倉書房刊）の第一編第四章の第5図に『千字文』の享受の資料としてこの部分のみ写真が載せられている。それに基いて翻字を試みた。原本は京都大覚寺所蔵のもので、昭和三十四年撮影とのことである。

十九、前の注十八で掲げた尾形氏の著書の中で現存最古の「注釈付き千字文」として、大阪の上野精一氏蔵『注千字文』（建仁二年（一一二〇）写本を弘安十年（一一八七）に再度書写したもの）の解説があり、同著書の「図録編」に巻首と巻末のみを写真で紹介しておられる。『私注』において「千字文注曰」という引用が四箇所あり、たまたまそのうち三箇所まで、その写真に掲載された部分にほぼ同一の注を見出すことができる。ところが尾形氏の著書で室町時代に流布しだした「注釈付き千字文」の代表的テキストとされる『纂附古注千字文』（内閣文庫蔵無刊記版本によった）の注は『私注』のものとは

一致しない。よって『私注』著者は上野精一氏蔵『注千字文』の系統の『千字文注』を利用していたと推定される。

二十、注十九の尾形氏の著書の「図録編」に掲載された上野精一氏蔵『注千字文』によった。

〔付記〕 本稿は修士論文を改稿したものである。本稿をなすにあたり、伊藤正義先生から諸資料の閲覧につき御教示・御指導をいただいた。また、小島憲之先生からは「類書」の利用の問題を中心に、さらに本学中国文学科の山口久和先生からは論述の詳細な点について、それぞれ御教示をいただいたのであるが、その御教示を完全に本稿に反映することができなかった。「類書」の利用を中心に、今後とも調査を続け後日为期したい。